様式第９号（第２５条関係）

|  |
| --- |
| 学習館施設等使用（変更）許可書 |
| 申請者　　住　所団体名氏　名　　　　　　　　　　　　　　様　　　出雲市立平田学習館の使用について次のとおり許可します。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市教育委員会　　印 |
| 使用の目的 | 　 |
| 使用の期間 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　　　時　　分から　　　　　年　　月　　日　　　　　　　時　　分まで |
| 使用する室 | １　視聴覚ホール　　２　研修室 |
| 特別の設備 | １　設置する（別紙のとおり）　　２　設置しない |
| 冷暖房の使用 | １　使用する　　２　使用しない |
| 使用する設備・備品等 | 放送設備・映像設備・映写機・スライド・オーバーヘッド・机　　脚・椅子　　脚・演台・その他（　　　　　　　　） |
| 許可に付する条件 | 　 |
| 使用料 | 室料 | 円 | 合計 | 円 |
| 冷房料 | 円 |
| 暖房料 | 円 |
| 設備・備品料 | 円 |

　　下記のとおり出雲市立平田学習館の使用変更を許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用変更許可申請による許可事項 | 　 |
| 　　　　　　年　　月　　日出雲市教育委員会　印 |

（留意事項）

　１　使用許可書は、必ず携帯し、係員の要求があれば提示すること。

　２　使用料は、許可書と引換えに納付すること。

　３　既に納付した使用料は、特別の理由がある場合を除き還付しない。

　４　出雲市立平田学習館を許可した目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

　５　特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ出雲市教育委員会の許可を受けなければならない。

　６　使用前の準備及び使用後の後片付けは、使用者において実施し、使用後は職員の点検を受けること。

　７　使用許可以外の施設、設備及び備品を無断で使用してはならない。

　８　施設・設備等を損傷し、又は滅失し、原状回復ができないときは、直ちにその旨を届け出て、出雲市教育委員会の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

　９　使用に当たっては、条例・規則に規定する事項を遵守すること。